

伊賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>伊賀市国民健康保険税条例 平成16年11月1日条例第110号</p>	<p>伊賀市国民健康保険税条例 平成16年11月1日条例第110号</p>
<p>第1条・第2条（略） （国民健康保険の被保険者に係る所得割額）</p>	<p>第1条・第2条（略） （国民健康保険の被保険者に係る所得割額）</p>
<p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.11</u>を乗じて算定する。</p>	<p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.08</u>を乗じて算定する。</p>
<p>2 前項の場合における法第314条の2第1項に規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合においては、法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。</p>	<p>2 前項の場合における法第314条の2第1項に規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合においては、法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。</p>
<p>第4条 削除 （国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）</p>	<p>第4条 削除 （国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）</p>
<p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>29,300</u>円とする。</p>	<p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>26,600</u>円とする。</p>
<p>第6条（略） （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p>	<p>第6条（略） （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p>
<p>第7条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.33</u>を乗じて算定する。</p>	<p>第7条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.07</u>を乗じて算定する。</p>
<p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）</p>
<p>第8条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,500</u>円とする。</p>	<p>第8条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>7,800</u>円とする。</p>
<p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等</p>

改正後	改正前
<p>割額)</p> <p>第8条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,700円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>3,350円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>5,025円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第9条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.22</u>を乗じて算定する。</p> <p>第10条 削除</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第11条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>11,600円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第12条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>5,900円</u>とする。</p> <p>第13条～第25条 (略)</p> <p><u>(低所得者の国民健康保険税の減額)</u></p> <p>第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の</p>	<p>割額)</p> <p>第8条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,200円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>3,100円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>4,650円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第9条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.97</u>を乗じて算定する。</p> <p>第10条 削除</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第11条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>9,700円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第12条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>5,200円</u>とする。</p> <p>第13条～第25条 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の</p>

改正後	改正前
<p>5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>20,510円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 15,400円</p> <p>（イ） 特定世帯 7,700円</p> <p>（ウ） 特定継続世帯 11,550円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>6,650円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,690円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>2,345円</u></p>	<p>5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>18,620円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 15,400円</p> <p>（イ） 特定世帯 7,700円</p> <p>（ウ） 特定継続世帯 11,550円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>5,460円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,340円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>2,170円</u></p>

改正後	改正前
<p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,518円</u></p> <p>オ 介護給付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>8,120円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,130円</u></p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>14,650円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,000円</p> <p>(イ) 特定世帯 5,500円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 8,250円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,750円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,350円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,675円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,513円</u></p>	<p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,255円</u></p> <p>オ 介護給付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,790円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,640円</u></p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>13,300円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,000円</p> <p>(イ) 特定世帯 5,500円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 8,250円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>3,900円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,100円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,550円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,325円</u></p>

改正後	改正前
<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>5,800円</u></p>	<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,850円</u></p>
<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2,950円</u></p>	<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2,600円</u></p>
<p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林総所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p>	<p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林総所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p>
<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>5,860円</u></p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>5,320円</u></p>
<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>	<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>
<p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,400円</p>	<p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,400円</p>
<p>(イ) 特定世帯 2,200円</p>	<p>(イ) 特定世帯 2,200円</p>
<p>(ウ) 特定継続世帯 3,300円</p>	<p>(ウ) 特定継続世帯 3,300円</p>
<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1,900円</u></p>	<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1,560円</u></p>
<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>	<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>
<p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,340円</u></p>	<p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,240円</u></p>
<p>(イ) 特定世帯 <u>670円</u></p>	<p>(イ) 特定世帯 <u>620円</u></p>
<p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,005円</u></p>	<p>(ウ) 特定継続世帯 <u>930円</u></p>
<p>オ 介護給付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税</p>	<p>オ 介護給付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税</p>

改正後	改正前
<p>被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,320円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,180円</p>	<p>被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,940円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,040円</p>
<p>第26条の2（略） （未就学児の被保険者均等割額の減額）</p>	<p>第26条の2（略）</p>
<p>第26条の3 当該年度において、その世帯（第3項に規定する世帯を除く。） に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就 学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基 礎課税額の被保険者均等割額は、第5条の基礎課税額の被保険者均等割額 から、当該額に10分の5を乗じて得た額を控除して得た額とする。</p>	
<p>2 前項の規定は、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額について 準用する。この場合において、「基礎課税額」とあるのは「後期高齢者支 援金等課税額」と、「第5条」とあるのは「第8条」と読み替えるものと する。</p>	
<p>3 当該年度において、第26条に規定する基準に従い国民健康保険税を減額 するものとした納税義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就 学児に係る当該年度分の基礎課税額の被保険者均等割額は、第1号に掲げ る額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</p>	
<p>(1) 第5条の基礎課税額の被保険者均等割額から、第26条各号に掲げる納 税義務者の区分に応じて、当該各号アに掲げる額を控除して得た額</p> <p>(2) 前号に掲げる額に10分の5を乗じて得た額</p>	
<p>4 前項の規定は、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額について 準用する。この場合において、「基礎課税額」とあるのは「後期高齢者支 援金等課税額」と、「第5条」とあるのは「第8条」と読み替えるものと する。</p>	
<p>第27条～第31条（略）</p>	<p>第27条～第31条（略）</p>

